

第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 寒川町子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定計画として、幼稚園や認可保育所などの「教育・保育施設」や小規模保育事業などの「地域型保育事業」、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて定めています。

令和2年3月に策定した現行の第2期計画が令和6年度で終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期計画を策定します。

参考：子ども・子育て支援法（抜粋）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 第3期計画策定の基本的な考え方

① 基本指針

令和6年4月1日に基本指針の一部を改正する告示が施行され、同日に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律によって新設され、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）、地域子育て相談機関の整備などに関する事項が加えられました。

② 「量の見込み」の算出等の考え方

令和6年3月11日付で第3期計画策定における「教育・保育施設」や「地域子ども・子育て支援事業等」の量の見込みの算出等の考え方が、第1期および第2期計画策定時の手引きを改訂する形で「第3期手引き」として国から示されました。

家庭支援事業に関する内容など法改正を踏まえた変更が加わりましたが、算出等の考え方の基本的な部分に変更はありませんでした。

なお、本年夏以降にも再度改定の可能性が示唆されていますが、今回改訂された「第3期手引き」に基づき作業を進めることとされています。

第3期計画は、令和5年度に実施した子育て支援事業に関するニーズ調査の結果を踏まえながら、町の現状分析・課題整理を行い、国が示す「基本指針」や「手引き」に基づき、需要量の推計、目標量の設定などを実施します。

策定スケジュール

7月3日	子ども・子育て会議（第1回）	第3期計画の策定について
8月5日	子ども・子育て会議（第2回）	「量の見込み」の算出方法、見込量について
8月下旬～9月	子ども・子育て会議（第3回）	第3期計画案のイメージ、構成等について
10月	子ども・子育て会議（第4回）	パブリックコメント（案）について
11月1日～12月1日 （予定）	パブリックコメント実施	
12月	子ども・子育て会議（第5回）	パブリックコメント実施結果、第3期計画最終案
2月7日（予定）	県との法定協議	